平成２６年（フ）第２３６号
佐賀県鳥栖市本通町２丁目1033番地５
債務者　永家　徳知
1　決定年月日時　平成27年２月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月７日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２３７号
佐賀県鳥栖市本通町２丁目1033番地５
債務者　永家　千佐
1　決定年月日時　平成27年２月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月７日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第３４０号
佐賀市鍋島３丁目８番22―3403号　シャトレ鍋島３
債務者　南川　武広
1　決定年月日時　平成27年２月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月７日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第８号
佐賀市若宮３丁目４番133号　県営高木団地１棟33号
債務者　副島　佳子
1　決定年月日時　平成27年２月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月７日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第４０５号
沖縄県島尻郡八重瀬町字東風平73番地３　中村アパート202号
債務者　平良　　愛（旧姓高良）
1　決定年月日時　平成27年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月９日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第４６２号
神奈川県南足柄市怒田1458番地６
債務者　加藤　　聡
1　決定年月日時　平成27年１月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月10日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第４７５号
東京都豊島区長崎２丁目32番14号　イコーハイツ椎名町102号、前住所神奈川県伊勢原市善波401番地の２
債務者　小林　光江（旧姓鹿野）
1　決定年月日時　平成27年１月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月10日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第４８８号
神奈川県小田原市小八幡２丁目２番42号　メゾンドダイモンＡ105号室
債務者　小野　幸子
1　決定年月日時　平成27年１月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月10日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第３８６号
沖縄県浦添市屋富祖２丁目５番14―207号　浦和寮
債務者　西原　純子
1　決定年月日時　平成27年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月10日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第２７８号
青森市桂木３丁目５番地５　パークハイツＢ―101
債務者　柴田　　彰
1　決定年月日時　平成27年２月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月13日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第９号
青森県弘前市大字鼻和字西田233番地１
債務者　山田　真希（旧姓角田）
1　決定年月日時　平成27年２月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月13日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２６年（フ）第２０９８号
名古屋市中区大須１丁目34番13号　シティハイツ渡辺705号、従前の住所名古屋市中区栄１丁目23番23号　メゾン白川６Ｂ号
債務者　鈴木　美紀
1　決定年月日時　平成27年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２２号
熊本市中央区国府３丁目27番26号　サンライズ国府Ａ―302
債務者　田中　和美
1　決定年月日時　平成27年２月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２６年（フ）第１０６４号
福岡市中央区白金１丁目12番28―905号
破産者　柳原　直子
1　決定年月日　平成27年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１５９６号
福岡市中央区薬院３丁目10番５―1403号
破産者　藤村めぐみ
1　決定年月日　平成27年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１６１１号
福岡市南区柏原１丁目４番16―１号
破産者　黒田　　明
1　決定年月日　平成27年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部